独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	伊藤忠商事株式会社		コード	8001
提出日	2024/5/17	異動（予定）日	2024/6/21	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	川名　正敏	社外取締役	○													○		有
2	中森　真紀子	社外取締役	○													○		有
3	石塚　邦雄	社外取締役	○													○		有
4	伊藤　明子	社外取締役	○													○		有
5	瓜生　健太郎	社外監査役	○										○					有
6	藤田　勉	社外監査役	○										○					有
7	小林　久美	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		東京女子医科大学病院の医師として長年従事し、同院副院長等の重要役職を歴任、同大学附属青山病院病院長としての病院経営の経験と医療に関する高度な知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、川名氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
2		公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な企業経営についての知見を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、中森氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
3		株式会社三越伊勢丹ホールディングスの社長・会長、日本経済団体連合会の副会長を歴任したことによる企業経営や小売業界に関する豊富な知見を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、石塚氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
4		国土交通省において、大臣官房審議官、同省初の女性局長（住宅局長）、内閣官房内閣審議官まち・ひと・しごと創生本部事務局総括官補等の要職を歴任後、消費者庁長官に就任した、消費者視点の課題全般についての行政官としての豊富な経験と高い見識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、伊藤氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。

5	当社は、同氏が代表弁護士・マネージングパートナーを務める弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所に対し、法律アドバイスを受領したことの対価として弁護士報酬を支払っておりますが、同法律事務所への年間支払額は同法律事務所の年間総収入の1%に満たない僅少なものであることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	弁護士としての法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、瓜生氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
6	当社は、同氏が代表取締役社長を務める株式会社ストラテジー・アドバイザーズに対し、研修プログラムの提供を受けたことの対価として報酬を支払っておりますが、同社への年間支払額は同社の年間総収入の1%に満たない僅少なものであることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	長年にわたる金融業界における経歴から高度な専門知識と豊富な実務経験を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、藤田氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
7		公認会計士としての金融・会計の経歴から、財務及び会計の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、小林氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。

４．補足説明

・当社の独立性判断基準につきましては、下記のURLをご参照下さい。
https://www.itochu.co.jp/ja/files/independence_criteria.pdf

・当社による寄付につきましては直近の事業年度で1,000万円迄とする軽微基準を定めており、軽微基準の範囲内である寄付については、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断し、記載を省略しています。

・役員の属性についてのチェック項目に定める「上場会社の取引先」に官公庁等日本国の行政機関が該当し得る場合であっても、それらの取引は政府調達に関する諸法令等所定の規制に服するものであり、社外役員が当該取引先の出身者等に該当し得るとしても取引への関与は一切存しないことから、当社の社外役員の独立性に何らの影響も与えるものではないと判断し、記載を省略しています。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。